



くらしの相談所

【問合せ先】
市民生活課市民相談センター・
消費生活センター（☎28-9110）

新元号「令和」に便乗した詐欺にご注意を！

改元に便乗した特殊詐欺の事例が、全国で相次いで発生していますので、注意してください。

【事例】

▼全国銀行協会から、通帳・カードなどの変更手続きが必要であるという内容の封書が届いた。文書にあったとおり、書類に暗証番号を記入し、返信用封筒にカードを同封して送ってしまった

▼市役所職員を名のって訪問してきた人に、「還付金があるが、改元に伴ってカード・通帳の変更手続きが必要ですよ」と言われた。通帳とカードを渡したら、お金を引き落とされてしまった



【対策】

全国銀行協会や金融庁などの公共機関は、改元に伴う変更手続きについての封書は一切送っていません。また、カード、通帳などは、変更手続きをする必要はありません。

▼同じ内容の郵便物が届いたら詐欺を疑う

▼すぐに通帳やカードを送ったり、渡したりしない

▼他人に、口座番号やカードの暗証番号を教えない

▼録音機能のある電話を設置する

▼不審なことがあったら、すぐに警察や消費生活センターに相談する

【市民生活相談・消費生活相談】

市民生活相談センター・消費生活センター（ヨリネスしばた1階）では、「心配ごと・困りごと相談」や「消費生活問題の相談」を受け付けていますので、ご利用ください。
開設時間＝祝日・年末年始を除く、月～金曜日の午前9時～午後4時（時間に余裕を持ってご相談ください）

【司法書士による無料消費生活相談】 **要予約**

とき＝7月4日☎13:30～16:30

ところ＝消費生活センター（ヨリネスしばた1階）

予約先＝消費生活センター（☎28-9110）